

■証券化適合証明業務（フラット35）申請手数料

※令和4年5月16日より

新築戸建て住宅

（単位：円 税込）

申請種類		フラット35	フラット35S		
			右記以外	耐震性	省エネ性
設計検査		11,000	14,000	33,000	33,000
現場検査 （中間）	通常	18,000	20,000	24,000	20,000
	併用	9,000	11,000	14,000	11,000
現場検査 （竣工）	通常	20,000	22,000	22,000	26,000
	併用	11,000	14,000	14,000	16,000

竣工済みの一戸建て住宅

（単位：円 税込）

申請種類		フラット35	フラット35S		
			右記以外	耐震性	省エネ性
竣工後特例	通常	51,000	58,000	—	83,000

○併用とは、当機関が行う、次に掲げる検査業務のいずれかの現場検査申請と併せて

フラット35現場検査申請があり、同時に検査を行う場合のことをいう。

- ① 建築基準法による完了検査
- ② 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律による現場検査
- ③ 住宅の品質確保の促進等に関する法律による建設住宅性能評価の現場検査

○当機関が発行した証明書他により基準が確認できる場合（以下のとおり）は、減額あり。

- ① 低炭素認定住宅、性能性能証明書を受けた住宅、設計住宅性能評価（長期確認含む）

フラット35の手数料を適用

- ② BELS評価書を受けた住宅

フラット35Sの手数料を適用

- ③ 建設性能評価取得済みの竣工現場申請の場合は、別途見積り。

○共同住宅等及び賃貸住宅に関する申請手数料は、別途見積り。

○竣工済みの一戸建ての住宅で、設計検査合格の住宅であるが、中間現場検査時期を逸した後の竣工済特例の申請は、別途見積り。

○フラット35S等、基準の複数選択を希望する場合は、別途見積り。